

家庭用品品質表示法

ハンドブック



繊維製品

合成樹脂
加工品

電気機械
器具

雑貨
工業品



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

はじめに

私たちの日常生活においては、さまざまな家庭用品が使われています。

このような家庭用品について、一般消費者が購入したり使用したりする際に、その品質を正しく理解することが必要であり、品質、性能、取扱い方法などについて正しく表示されていることが求められます。

そこで定められているのが、「家庭用品品質表示法」です。これは、一般消費者が日常で使用する家庭用品を対象として、商品の品質等について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めたもので、消費者が商品の購入に際して適切な情報を提供されることを目的としています。

そして、一般消費者の方々及び事業者の方々に、この法律について正しく理解していただくことを目的として作成したのがこの「家庭用品品質表示法ハンドブック」です。

どうぞご活用ください。

目次

1

家庭用品品質表示法の目的

2

家庭用品品質表示法のしくみ

3

繊維製品の表示

4

合成樹脂加工品の表示

5

電気機械器具の表示

6

雑貨工業品の表示

7

ホームページのご案内

8

お問い合わせ先

1

家庭用品品質表示法の目的

家庭用品品質表示法は、消費者が日常使用する家庭用品について、品質に関し表示すべき事項やその表示方法等を定めて、それらの品目の品質表示を適正で分かりやすくすることにより消費者の利益を保護することを目的としています（法第1条）

2

家庭用品品質表示法のしくみ

①対象品目の指定（法第2条）

通常生活に使用されている繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品のうち、消費者がその購入に際して品質を識別することが困難で、特に品質を識別する必要性の高いものが「品質表示の必要な家庭用品」として、政令※により指定されることになっています。

②表示を行う者（法第2条）

表示を行う者は、製造業者、販売業者、又はこれらから表示の委託を受けて行う表示業者となっています。

③表示の標準（法第3条）

対象品目として指定されたものには、統一した表示の在り方（表示の標準）が定められています。具体的には、成分、性能、用途、取扱い上の注意などの表示すべき事項（表示事項）と、表示する上で守らなければならない事項（遵守事項）が品目ごとに定められています。

④指示・公表（法第4条）

内閣総理大臣又は経済産業大臣は、表示をしなかったり、表示の標準どおりの表示をしない事業者があった場合、決められた表示をするよう「指示」することができます。

この指示に従わない場合は、その事業者の名称、表示を行っていない事実や不適正な表示を行っている事実を一般に「公表」することができます。

⑤監督指導（法第19条）

この法律の徹底を図るため、内閣総理大臣又は経済産業大臣は、事業者に対し、報告徴収や立入検査などを行うことができます。

なお、立入検査などの権限は経済産業局、都道府県又は市に委任されています。

※政令からの委任で府令においても指定品目の一部を定めています。

1 対象品目と表示事項

品目			表示事項			付記事項 (※1)	
			繊維の 組成	家庭洗濯等 取扱方法	はっ水性	表示者名 及び 連絡先	
1 糸(※2)			○	—	—	○	
2 織物、ニット生地及びレース生地(上記1に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造したものに限り)			○	—	—	○	
3 衣料品等 (※3)	コート	特定織物(※4)のみを表生地に使用した和装用のもの	○(※5)	—	○(※6)	○	
		その他のもの	○(※5)	○	○(※6)	○	
	セーター		○	○	—	○	
	シャツ		○	○	—	○	
	ズボン		○	○	—	○	
	水着		○	—	—	○	
	ドレス及びホームドレス		○	○	—	○	
	ブラウス		○	○	—	○	
	スカート		○	○	—	○	
	事務服及び作業服		○	○	—	○	
	上衣		○(※5)	○	—	○	
	子供用オーバーオール及びロンパース		○	○	—	○	
	下着	繊維の種類が1種類のもの	なせん加工品	○	○	—	○
			その他のもの	○	—	—	○
		特定織物(※4)のみを表生地に使用した和装用のもの		○	—	—	○
		その他のもの		○	○	—	○
	寝衣		○	○	—	○	
	羽織及び着物	特定織物(※4)のみを表生地に使用した和装用のもの		○	—	—	○
		その他のもの		○	○	—	○
	靴下		○	—	—	○	
手袋		○	—	—	○		
帯		○	—	—	○		
足袋		○	—	—	○		
帽子(上記1に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造したものに限り)		○	○	—	○		

品目	表示事項			付記事項 (※1)
	繊維の 組成	家庭洗濯等 取扱方法	はっ水性	表示者名 及び 連絡先
ハンカチ	○	—	—	○
マフラー、スカーフ及びショール	○	○	—	○
風呂敷	○	—	—	○
エプロン及びかっぽう着	○	○	—	○
ネクタイ	○	—	—	○
羽織ひも及び帯締め	○	—	—	○
床敷物（パイルのあるものに限る）	○	—	—	○
毛布	○	○	—	○
膝掛け	○	○	—	○
上掛け（タオル製のものに限る）	○	○	—	○
布団カバー	○	○	—	○
敷布	○	○	—	○
布団	○	—	—	○
カーテン	○	○	—	○
テーブル掛け	○	—	—	○
タオル及び手拭い	○	—	—	○
ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー	○	○	—	○

- ※1.品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。
- ※2.糸の全部又は一部が綿、麻（亜麻及び苧麻に限る）、毛、絹、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ガラス繊維、ポリエチレン系合成繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維又はポリプロピレン系合成繊維であるものに限る。
- ※3.上記1に掲げる糸や上記2に掲げる織物、ニット生地又はレース生地を製品の全部又は一部に使用して製造し又は加工した繊維製品（電気加熱式のものを除く）に限る。
- ※4.「特定織物」とは、組成繊維中における絹の混用率が50%以上の織物又はたて糸若しくはよこ糸の組成繊維が絹のみの織物をいう。
- ※5.詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物（ポケット口、肘、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されている物を除く）を表示する。
- ※6.「はっ水性」の表示は、レインコート等ははっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示する必要はない。

3 繊維製品の表示

2 表示事項について

繊維の組成

繊維の名称を示す用語が「繊維製品品質表示規程」で定められています(指定用語)。指定用語に混用率を併記して表示します。

繊維の名称を示す用語(繊維規程 別表第6)

分類	繊維等の種類		指定用語 表示名
植物繊維	綿		綿 コットン COTTON
	麻	亜麻	麻 亜麻 リネン
		ちよ 苧麻	麻 苧麻 ラミー
	上記以外の植物繊維		「植物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)
動物繊維	毛	羊毛	毛 羊毛 ウール WOOL
		モヘヤ	毛 モヘヤ
		アルパカ	毛 アルパカ
		らくだ	毛 らくだ キャメル
		カシミヤ	毛 カシミヤ
		アンゴラ	毛 アンゴラ
		その他のもの	毛 「毛」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)
	絹	絹 シルク SILK	
上記以外の動物繊維		「動物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)	
再生繊維	ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの	レーヨン RAYON ポリノジック
		その他のもの	レーヨン RAYON
	銅アンモニア繊維		キュブラ
	上記以外の再生繊維		「再生繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)
半合成繊維	アセテート繊維	水酸基の92%以上が酢酸化されているもの	アセテート ACETATE トリアセテート
		その他のもの	アセテート ACETATE
	上記以外の半合成繊維		「半合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)

繊維の組成

分類	繊維等の種類	指定用語 表示名	
合成繊維	ナイロン繊維	ナイロン NYLON	
	ポリエステル系合成繊維	ポリエステル POLYESTER	
	ポリウレタン系合成繊維	ポリウレタン	
	ポリエチレン系合成繊維	ポリエチレン	
	ビニロン繊維	ビニロン	
	ポリ塩化ビニリデン系合成繊維	ビニリデン	
	ポリ塩化ビニル系合成繊維	ポリ塩化ビニル	
	ポリアクリル ニトリル系 合成繊維	アクリルニトリル の質量割合が85 %以上のもの	アクリル
		その他のもの	モダクリル
	ポリプロピレン系合成繊維	ポリプロピレン	
	ポリ乳酸繊維	ポリ乳酸	
アラミド繊維	アラミド		
	上記以外の合成繊維	「合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は 商標を括弧を付して付記したもの(ただし、括弧内に用 いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一 種類に限る)	
無機繊維	ガラス繊維	ガラス繊維	
	金属繊維	金属繊維	
	炭素繊維	炭素繊維	
	上記以外の無機繊維	「無機繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は 商標を括弧を付して付記したもの(ただし、括弧内に用 いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一 種類に限る)	
羽毛	ダウン	ダウン	
	その他のもの	フェザー その他の羽毛	
分類外繊維	上記各項目に掲げる 繊維等以外の繊維	「分類外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又 は商標を括弧を付して付記したもの(ただし、括弧内に 用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一 種類に限る)	

備考 左欄の分類が明らかで、かつ、種類が不明である繊維については、その繊維の名称を示す用語又は商標を省略することができる。

※ 複合繊維の名称を示す場合には、「複合繊維」の用語の後に一種類以上、三種類までのポリマーの名称を示す用語等(全てのポリマーの名称が前の表の右欄に掲げる指定用語(「上記以外の植物繊維」、「上記以外の動物繊維」、「上記以外の再生繊維」、「上記以外の半合成繊維」、「上記以外の合成繊維」、「上記以外の無機繊維」又は「上記各項目に掲げる繊維等以外の繊維」)に該当する指定用語を除く。)に当たる場合はその指定用語を、それ以外の場合は複合繊維の名称を示す「商標」又は「指定用語及びポリマーの名称を示す用語」を表示する(繊維規程第6条第2項)。

家庭洗濯等
取扱方法

家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理の表示をJIS L0001の取扱い表示で表示します。取扱い表示は、直接製品に記載するか、又はラベル(縫い付けラベルなど)に記載します。ラベルは、消費者が簡単に分かる箇所に見やすく、縫い目などに隠れず、かつ、容易に取れない方法で繊維製品にしっかりと取り付けなければなりません。

はっ水性

はっ水性を表示する場合は「はっ水(水をはじきやすい)または「撥水(水をはじきやすい)」と表示します。

3 繊維製品の表示

3 表示者名、連絡先及び表示方法

表示事項は表示者名（氏名又は名称）、連絡先（住所又は電話番号）を付記し、製品ごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載します。輸入品の場合は、日本国内に営業拠点のある事業者（輸入業者、販売業者、表示業者のいずれか）が表示者となります。

4 表示例

縫い付けラベルのみで表示が行われている場合
(縫い付けラベル)



縫い付けラベルと下げ札とで表示が行われている場合
(下げ札)



+

(縫い付けラベル)



1 対象品目と表示事項

品目	表示事項							付記事項(※)	
	原料樹脂	耐熱温度	耐冷温度	寸法	容量	枚数	取扱い上の注意		表示者名及び連絡先
1 ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋 (フィルムの厚さが0.05mm以下で、かつ、個装の単位が100枚未満のものに限る)	○	—	○	○	—	○	○	○	
2 食卓用、食卓用又は台所用の器具	台所用容器等 (ごみ容器その他の蓋付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等。椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器を除く)	○	○	○	—	○	—	○	○
	皿等 (椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器)	○	○	—	—	—	—	○	○
	まな板	○	○	—	○	—	—	○	○
	製氷用器具	○	—	○	—	—	—	○	○
	食卓用の器具等 (その他のもの)	○	○	—	—	—	—	—	○
3 盆	○	○	—	—	—	—	○	○	
4 水筒	○	○	—	—	○	—	○	○	
5 籠	○	—	—	—	—	—	○	○	
6 たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具	たらい	○	—	—	—	○	—	○	○
	バケツ	○	—	○	—	○	—	○	○
	洗面器	○	—	—	—	—	—	○	○
	浴室用の器具	○	○ (浴槽蓋に限る)	—	○ (浴槽蓋に限る)	—	—	○	○
7 湯たんぽ	○	○	—	—	○ (湯を入れるものに限る)	—	○	○	
8 可搬型便器及び便所用の器具 (固定式のものを除く)	○	○	—	—	—	—	○	○	

※品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。

4 合成樹脂加工品の表示

2 表示事項について

各品目に係る表示事項や遵守事項の詳細については、「合成樹脂加工品品質表示規程」において定められています。

原料樹脂	規程で定められた原料樹脂の種類を示す用語で表示します。
耐熱温度	JIS S2029(プラスチック製食器類)の耐熱性試験を用いて行います。
耐冷温度	規程で定められた方法により試験を行います。
寸法	1ℓ以上の場合はリットル単位、1ℓ未満はミリリットル単位で表示します。
容量	規程に定められた方法により測定します。
枚数	ポリエチレンフィルム製、ポリプロピレンフィルム製の袋について個装の枚数を表示します。
取扱い上の注意	「火のそばに置かない旨」のほか品目別に定められた事項を表示します。

3 表示者名、連絡先及び表示方法

表示事項は表示者名（氏名又は名称）、連絡先（住所又は電話番号）を付記し、製品ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載します。輸入品の場合は、日本国内に営業拠点のある事業者（輸入業者、販売業者、表示業者のいずれか）が表示者となります。

取扱い上の注意表示については、本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行います。

4 表示例

（食事用、食卓用又は台所用の器具：台所用容器等）

原料樹脂	スチロール樹脂
耐熱温度	80℃
耐冷温度	-20℃
容量	300ml
取扱い上の注意	○火のそばに置かないでください。 ○レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがあります。 ○電子レンジでは使用できません。

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

（ポリエチレンフィルム製の袋）

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-30℃
寸法	縦 500mm 横 400mm 厚さ 0.03mm
枚数	50枚
取扱い上の注意	○火のそばに置かないでください。

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

5 電気機械器具の表示

1 対象品目と表示事項

品目	表示事項									付記事項(※1)
1 エアコンディショナー (電動機の定格消費電力の合計が3kW以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が5kW以下のものに限る、電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く)	冷房能力	区分名 (冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る)	冷房消費電力	暖房能力 (暖房のできるものに限る)	暖房消費電力 (暖房のできるものに限る)	通年エネルギー消費効率 (冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る)	使用上の注意	-	-	表示者名
2 テレビジョン受信機	年間消費電力量	区分名(※2)	受信機型サイズ(※2)	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名
3 電気パネルヒーター	放熱の方式	温度調節の方式	暖房能力	熱媒体の種類 (熱媒体を使用するものに限る)	使用上の注意	-	-	-	-	表示者名
4 電気毛布	種類	繊維の組成	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名
5 ジャー炊飯器	最大炊飯容量	区分名(※3)	蒸発水量(※3)	年間消費電力量(※3)	1回当たりの炊飯時消費電力量(※3)	1時間当たりの保温時消費電力量(※3)	1時間当たりのタイマー予約時消費電力量(※3)	1時間当たりの待機時消費電力量(※3)	使用上の注意	表示者名
6 電子レンジ (定格高周波出力が1kW以下のものに限る)	外形寸法	加熱室の有効寸法	区分名(※4)	電子レンジ機能の年間消費電力量(※4)	オープン機能の年間消費電力量(※4) (オープン機能を有するものに限る)	年間待機時消費電力量(※4)	年間消費電力量(※4)	使用上の注意	-	表示者名
7 電気コーヒー沸器	種類	保温装置の有無	最大使用水量	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名
8 電気ポット	定格容量	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	-	表示者名

5 電気機械器具の表示

品目	表示事項									付記事項(※1)
	プレート	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	-	
9 電気ホットプレート	プレート	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	-	表示者名
10 電気ロースター	種類	焼き網の寸法	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名
11 電気冷蔵庫 (熱電素子を使用しないものに限る)	定格内容積	消費電力量	外形寸法	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名
12 換気扇 (プロペラ形の羽根を有するものに限る)	羽根の大きさ	風量	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名
13 電気洗濯機 (水槽を有するものに限る)	標準使用水量(※5)	外形寸法	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名
14 電気掃除機 (真空式のものであって、電源として電池を使用しないものに限る)	吸込仕事率	質量(使用中本体が移動可能なものに限る)	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名
15 電気かみそり	電源方式	充電時間(充電式のものに限る)	乾電池の種類及び数(乾電池を使用するものに限る)	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名
16 電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー	種類	定格容量	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名
17 卓上スタンド用蛍光灯器具 (机等に取り付ける構造のものを除く)	用途及び照度	蛍光ランプの形式	全光束	消費電力	エネルギー消費効率	使用上の注意	-	-	-	表示者名

※1.品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名の付記が必要である。

※2.産業用のもの、国内基幹放送が受信できないもの、直視型でないもの、電子計算機用ディスプレイ、受信機型サイズが10V型以下のもの及びワイヤレス方式のものを除く液晶テレビ及び有機ELテレビに限る。

※3.産業用のもの、電子回路を有さないもの及び最大炊飯容量が0.54ℓ未満のものを除く。

※4.ガスオープンを有するもの、業務の用に供するために製造されたもの、定格入力電圧が200V専用のも、庫内高さが135mm未満のもの及びシステムキッチンその他のものに組み込まれたものを除く。

※5.洗濯、すすぎ、脱水の各工程のうち、いずれか2つの工程又は各工程の手操作を伴わず自動移行する電気洗濯機に限る。

② 表示事項について

各品目に係る表示事項や遵守事項の詳細については、「電気機械器具品質表示規程」において定められています。

③ 表示者名、連絡先及び表示方法

表示事項は表示者名(氏名又は名称)を付記し、製品ごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載します。輸入品の場合は、日本国内に営業拠点のある事業者(輸入業者、販売業者、表示業者のいずれか)が表示者となります。

使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示します。

④ 表示例

(電気洗濯機)

標準使用水量	120ℓ
外径寸法	幅 650mm
	奥行 385mm
	高さ 855mm

使用上の注意

- ・使用方法に関する注意事項
- ・点検・手入れに関する注意事項
- ・設置に関する注意事項

〇〇××株式会社

(電気ポット)

定格容量	1.5ℓ
使用上の注意	
・使用方法に関する注意事項	
・点検・手入れに関する注意事項	

〇〇××株式会社

1 対象品目と表示事項

品目		表示事項									付記事項(※1)		
1	ティシュペーパー 及びトイレトペーパー	寸法	枚数	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	
2	障子紙	製法	材料	寸法	枚数 (平判式のものに限る)	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	
3	衣料用、台所用又は 住宅用の漂白剤	品名	成分	液性	正味量	使用方法	使用上の注意	-	-	-	表示者名	連絡先	
4	塗料	品名	色名	成分	用途	正味量	塗り面積	使用方法	用具の手入れ方法	取扱い上の注意	表示者名	連絡先	
5	サングラス(視力補正用のものを除く)	品名	レンズの材質	枠の材質	可視光線透過率	紫外線透過率	使用上の注意	-	-	-	表示者名	連絡先	
6	浄水器(飲用に供する水を得るためのものであって、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る)	材料の種類	ろ材の種類	ろ過流量	使用可能な最小動水圧 (供給された水を貯留して使用するものを除く)	浄水能力	回収率 (ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る)	ろ過水容量 (回分式浄水器のうち、ろ過水を貯留するものに限る)	ろ材の取替時期の目安	使用上の注意	表示者名	連絡先	
7	ショッピングカート	袋又は籠の寸法	質量	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	
8	食卓用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく	寸法	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	
9	合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食卓用、食卓用又は台所用の器具(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用したものを除く)	使用材料	耐熱温度	耐冷温度	容量	取扱い上の注意	-	-	-	-	表示者名	連絡先	
		使用材料	耐熱温度	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	
		まな板	使用材料	耐熱温度	寸法	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
		製氷用器具	使用材料	耐冷温度	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
		食卓用の器具等(その他のもの)	使用材料	耐熱温度	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先

品目	表示事項										付記事項(※1)	
	品名	強化の種類	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
10 強化ガラスを製品の全部又は一部に使用して製造した食卓用、食卓用又は台所用の器具	品名	強化の種類	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
11 ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックスを製品の全部又は一部に使用して製造した食卓用、食卓用又は台所用の器具	品名	使用区分	耐熱温度差	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
12 漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食卓用、食卓用又は台所用の器具(木製のもの及び合成樹脂製のものに限る)	品名	表面塗装の種類	素地の種類	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
13 鍋(アルミニウム製のもの、鉄製でほうろく引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限る。容量が10ℓを超えるもの及び加熱装置を有するものを除く)	表面加工(表面加工が施されているものに限る)	材料の種類	寸法	満水容量	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
14 湯沸かし(アルミニウム製のもの、鉄製でほうろく引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限る。容量が10ℓを超えるものを除く)	表面加工(表面加工が施されているものに限る)	材料の種類	満水容量	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
15 魔法瓶(中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの、内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したもので主として飲用水に用い屋外に携帯するもの及び内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のものに限る)	品名	実容量	保温効力	保冷効力(ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものに限る)	材料の種類	使用上の注意	-	-	-	-	表示者名	連絡先
16 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、スボン、ドレス、スカート及び上衣	材料の種類	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	-	表示者名(※2)	連絡先

6 雑貨工業品の表示

6 雑貨工業品の表示

品目		表示事項									付記事項(※1)	
17	革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋	材料の種類	寸法	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名(※2)	連絡先
18	かばん(牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用して製造したものに限り)	皮革の種類	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	表示者名(※2)	連絡先
19	洋傘	傘の生地 の組成	親骨の 長さ	取扱い上の 注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
20	靴(甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着したものに限り)	甲皮として使用する材料	底材として使用する材料	底の耐油性	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
21	たんす	寸法	表面材	表面加工(表面加工が施されているものに限り)	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
22	机及びテーブル	外形寸法	甲板の表面材	表面加工(表面加工が施されているものに限り)	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先
23	椅子、腰掛け及び座椅子	寸法	構造部材	表面加工(表面加工が施されているものに限り)	張り材	クッション材	取扱い上の注意	-	-	-	表示者名	連絡先
24	スプリングマットレス及びウレタンフォームマットレス	構造	寸法	詰物の材料(詰物をくむために用いる薄い布等を除く)	外装生地 の組成	使用上の 注意	-	-	-	-	表示者名	連絡先
	ウレタンフォームマットレス(ウレタンフォームの部分の最大の厚さが50mm以上のものに限り)	材料	構造	寸法	硬さ	復元率	外装生地 の組成	使用上の 注意	-	-	表示者名	連絡先
25	歯ブラシ(電動式のものを除く)	柄の材質	毛の材質	毛の硬さ	耐熱温度	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先

品目		表示事項									付記事項(※1)		
26	哺乳用具	品名	材料の種類	乳首の吸い穴の形状	瓶の容量	取扱い上の注意	-	-	-	-	表示者名	連絡先	
27	合成洗剤並びに洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗剤	合成洗剤(研磨材を含むもの及び化粧品を除く)	品名	成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	-	-	表示者名	連絡先
		洗濯用又は台所用の石けん(研磨材を含むものを除く)	品名	成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	-	-	表示者名	連絡先
		住宅用又は家具用の洗剤(研磨材を含むものを除く)	品名	成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	-	-	表示者名	連絡先
28	台所用、住宅用又は家具用の磨き剤(研磨材を含むものに限る)	クレンザー	品名	成分	液性	用途	正味量	使用上の注意	-	-	-	表示者名	連絡先
		その他の磨き剤	品名	成分	用途	正味量	使用上の注意	-	-	-	-	表示者名	連絡先
29	接着剤(動植物系のもの及びアスファルト系のものを除く)	種類	成分	毒性	用途	正味量	取扱い上の注意	-	-	-	表示者名	連絡先	
30	住宅用又は家具用のワックス	品名	成分	種類	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	-	-	表示者名	連絡先	

※1. 品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。

※2. 「革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、スボン、ドレス、スカート及び上衣」及び「革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋」(いずれも、表面の面積のうち革の割合が100%の縫製品に限る)並びに「かばん」においては、あらかじめ経済産業大臣の定めるところによりその承認を受けた番号を用いて表示することで、表示者名及び連絡先に代えることができる。

2 表示事項について

各品目に係る表示事項や遵守事項の詳細については、「雑貨工業品品質表示規程」において定められています。

6 雑貨工業品の表示

3 表示者名、連絡先及び表示方法

表示事項は表示者名（氏名又は名称）、連絡先（住所又は電話番号）を付記し、製品ごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載します。輸入品の場合は、日本国内に営業拠点のある事業者（輸入業者、販売業者、表示業者のいずれか）が表示者となります。

4 表示例

（机及びテーブル）

外形寸法	幅1800mm × 奥行970mm × 高さ650mm
甲板の表面材	合成樹脂化粧MDF（メラミン樹脂）
表面加工	ラッカー塗装

取扱い上の注意

- ・直射日光又は熱を避ける旨
- ・加熱した鍋、湯沸かし等を直接置かない旨

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

（革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート及び上衣）

材料の種類 牛革

取扱い上の注意

- ・色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項
- ・保存、手入れ方法に関する注意事項
- ・アイロン掛けに関する注意事項

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

（漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具）

品名	合成漆器
表面塗装の種類	カシュー塗装
素地の種類	ポリプロピレン

取扱い上の注意

- ・使用方法の注意事項
- ・使用後の手入れ方法・保存方法

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

家庭用品品質表示法

検索

家庭用品品質表示法について、各品質表示規程や解説、表示例等を、消費者庁のホームページでも確認できます。

アドレス → http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/

The screenshot shows the official website of the Consumer Affairs Agency of Japan. The page is titled '家庭用品品質表示法' (Household Goods Quality Representation). It features a navigation menu with options like 'ホーム' (Home), '新着情報一覧' (New Information List), '報道資料一覧' (Press Materials List), and '会議資料一覧' (Meeting Materials List). The main content area includes a table with links to '法律の概要' (Summary of Laws), '施行令・規則' (Regulations and Rules), and '対象品目一覧' (List of Target Items). There is also a section for '表示対策' (Labeling Measures) with various sub-links. A 'お知らせ' (Notice) section lists updates from 2021 to 2024. At the bottom, there are sections for '製品別品質表示の手引き' (Guidelines for Quality Representation by Product) with icons for '繊維製品' (Textile Products) and '合成樹脂加工品' (Synthetic Resin Processed Products).

表示する項目や表示例について
さらに詳しく案内しています!



8

お問い合わせ先



消費者庁または経済産業省、お近くの
経済産業局にお問い合わせください。



消費者庁 表示対策課

〒100-8958 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階
TEL 03-3507-8800 (代表)

経済産業省 製品安全課

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1
TEL 03-3501-1511 (代表)

北海道経済産業局 製品安全室

〒060-0808 札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎
TEL 011-709-2311 (直通)

東北経済産業局 製品安全室

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(B棟)
TEL 022-221-4918 (直通)

関東経済産業局 製品安全室

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL 048-600-0409 (直通)

中部経済産業局 製品安全室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL 052-951-0576 (直通)

近畿経済産業局 製品安全室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL 06-6966-6098 (直通)

中国経済産業局 製品安全室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30
TEL 082-224-5671 (直通)

四国経済産業局 製品安全室

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
TEL 087-811-8526 (直通)

九州経済産業局 製品安全室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館
TEL 092-482-5523 (直通)

沖縄総合事務局 商務通商課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098-866-1741 (直通)